

(例規 7 3)

昭和 4 3 年 9 月 1 9 日
陸幕施第 4 9 8 号

改正	昭和 45 年 2 月 12 日陸幕施第 43 号	昭和 48 年 3 月 1 日陸幕施第 67 号
	昭和 49 年 8 月 17 日陸幕施第 239 号	昭和 51 年 1 月 19 日陸幕施第 13 号
	昭和 52 年 2 月 4 日陸幕施第 12 号	昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号
	昭和 54 年 8 月 22 日陸幕施第 214 号	昭和 57 年 2 月 8 日陸幕施第 43 号
	昭和 58 年 12 月 6 日陸幕施第 310 号	昭和 59 年 6 月 14 日陸幕施第 145 号
	平成 10 年 3 月 26 日陸幕施第 80 号	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
	平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号	平成 24 年 3 月 21 日陸幕施第 42 号
	平成 28 年 2 月 8 日陸幕通電第 7 号	平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号
	令和 3 年 3 月 18 日陸幕通電第 36 号	令和 4 年 3 月 30 日陸幕通電第 40 号
	令和 5 年 3 月 22 日陸幕通電第 39 号	

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 機 関 の 長
(自衛隊体育学校長を除く。)

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

施設器材不用決定業務の処理について (通達)

標記について、下記により実施されたい。陸幕発施第 1 1 1 号 (3 7 . 4 . 2 4) は廃止する。

記

1 目的

物品管理官が陸上自衛隊補給管理規則 (陸上自衛隊達第 7 1 - 5 号 (1 9 . 1 . 9)) 第 6 7 条第 1 項第 3 号 (改造を除く。) に基づく陸上幕僚長の承認を要する施設器材の不用決定を申請する場合の処理要領について示す。

2 施設器材修理限度基準

施設器材修理限度基準 (以下「修理限度基準」という。) は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 修理費累計額による修理限度基準

修理費累計額による修理限度基準の算定式

$$\begin{aligned} N \leq 5 \text{ のとき} & \quad f \times P \\ N > 6 \text{ のとき} & \quad f \times P \times \frac{25 - N}{20} \end{aligned}$$

ただし、 f : 修理費率 (修理限度基準適用器材ごとの修理費率については、別に示す。)

P : 購入価格

N : 経過年数

- (2) 修理費見積額による修理限度基準
$$\text{修理費見積額による修理限度基準} = P \times (0.1^{\frac{Xb}{Xa}} - 0.1)$$

P：購入価格
Xa：耐用時間（修理限度基準適用器材ごとの耐用時間については、別に示す。）
Xb：修理見積時の使用時間
ただし、この額が購入価格の60%以上となる場合は、購入価格の60%を修理限度基準とする。

3 処理要領

(1) 修理限度基準適用器材

別紙第1に示す施設器材とする。

じ後の追加等については、その都度別に示す。

(2) 修理限度基準の算定要領

ア 修理費

修理費は、2段階整備以上の整備に必要な部品費及び工賃とする。ただし、修理費累計額を適用する場合には、事故による故障の修理に必要な経費は含まないものとする。

(ア) 部品費

部品費は、部品費及び修理用資材等とする。

修理費累計額を算定するための部品費は、履歴簿による。

修理費見積額を算定するための部品費は、標準価格表又は補給処で算定した適正価格による。

(イ) 工賃

a 自隊整備

1MH=400円とし、じ後の改訂については、その都度別に示す。

b 外注整備

当該整備契約価格（見積価格の場合は、実績から推定し、部品費、材料費、工賃以外の利潤等管理経費も包括するものとする。）

イ 経過年数

製造年月（不明な場合は、納入年月）から修理適否検討年月までの年数とし、6か月以上は1年に切り上げ6か月未満は切り捨てる。

ウ 使用時間

(ア) エンジンを交換した器材については、本体の累計使用時間を算出する。

(イ) 走行キロ数を使用時間に換算するには20キロメートルを1時間（アワメータ）とする。

(ウ) 製造後からの累計使用時間とする。

エ 修理費累計額

履歴簿から累計した修理費に修理費見積額を加えた額とする。

オ 修理費見積額

陸上自衛隊整備規則（陸上自衛隊達第71—4号（52.12.24））別冊第1「整備諸基準等の作成要領」第4条第1号ウの補給統制本部長が作成する予防整備点検表（作業用紙）等の点検記録による各部位の欠陥記号が全部削除される状態に復元するために必要な額とする。

(3) 修理限度基準設定の器材の処理要領

ア 不用決定申請

前号の規定により算定した修理費累計額又は修理費見積額のいずれかの修理限度基準を超える器材について不用決定の申請を行うものとする。

イ 不用決定申請書に添付する資料

不用決定の申請を行う場合は、通常次の資料を作成し添付するものとする。

(ア) 修理適否調査表

様式は、別紙第2のとおり

(イ) 検査記録表（性能検査含む。）

衰損状況等の程度を明示した資料

(ウ) 修理見積表

修理に必要な部品及び材料の品目数、点数及び金額並びに工数の内訳及び工賃を明示した資料

(エ) その他不用決定等の処置を検討するために必要な意見書

(4) 修理限度基準未定の器材の処理要領

ア 判定要領

修理費見積額による修理限度基準を購入価格の60%とし第2号の要領に基づき検討し判定するものとする。

イ 不用決定の申請に添付する資料

不用決定の申請を行う場合は、前号に準じて資料を添えるものとする。

(5) 組替整備後の修理不能品の処理要領

組替整備の結果修理不能装備品等について不用決定の申請を行う場合は、申請書に次の資料を作成し添付するものとする。

ア 検査記録表

イ 構成部品の主要欠品状況表

ウ その他不用決定の処置を検討するために必要な意見書

(6) 修理限度基準を適用して装備品から訓練用品に区分換されている器材の処理要領
修理費累計額及び修理費見積額に基づく検討を省略し申請を行うものとし、次の資料を作成し添付するものとする。

ア 区分換の承認根拠番号

イ 区分換後の部品費及び使用状況一覧表

様式は随意

ウ 検査記録表

区分換後発生した衰損又は欠陥の状況を記録する。

エ その他不用決定の処置を検討するために必要な意見

修理限度基準適用器材

番号	器材名
1	グレーダ
2	トラッククレーン
3	小型ドーザ
4	中型ドーザ
5	大型ドーザ
6	バケットローダ (装輪式)
7	バケットローダ (装軌式)
8	タイヤローラ
9	ロードローラ
10	油圧ショベル
11	コンクリートミキサ
12	自走コンプレッサ
13	施設工作車 (車両部分のみ)
14	中型セミトレーラけん引車
15	大型セミトレーラけん引車
16	中型セミトレーラ
17	大型セミトレーラ
18	発動発電機 1 5 k V A 級
19	発動発電機 4 5 k W
20	資材運搬車
21	掩体掘削機
22	発動発電機 (宿営地給電用) 2 2 0 k V A
23	発動発電機 (宿営地給電用) 1 0 0 k V A
24	道路障害作業車
25	電気溶接セット
26	ポールタイプトレーラ
27	小型ショベルドーザ

修理適否調査表

1	器 材 名			
2	自動車番号又は器材番号	3	分任物品管理官	
4	製造業者名	5	型 式	
6 走行 部分	車体番号 エンジン番号	7 作業 部分	作業装置番号 エンジン番号	
8	製造年月	9	納入年月	
10	標準価格又は購入価格	11	経過年数	
12	使用時間 (走行装置)	13	使用時間 (作業装置)	
14	修理費累計額による修理限度基準			
15	修理費累計額			
16	修理費見積額により修理限度基準			
17	修理費見積額			
18	修理適否の判定			
19	(備 考)			
20	調査年月日	21	調査担任部隊等名	
22	調査責任者の役職・階級・氏名			

記 載 要 領

- 1 欄： 中型ドーザ等と名称を記入する。
- 2 欄： 自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第95—3号（45. 8. 31））による自動車番号又は器材番号を記入する。
- 3 欄： 器材の保有、管理する分任物品管理官等名を記入する。
- 4 欄： 走行、作業部分ごとに製造業者名を記入する。
- 5 欄： 走行、作業部分ごとに型式を記入する。
- 6・7 欄： 製造業者の番号を記入する。
- 8 欄： 製造年月を記入する。
- 9・10 欄： 納入年月及び標準価格又は購入価格を記入する。
- 11 欄： 第3項第2号イの要領により記入する。
- 12・13 欄： 第3項第2号ウの要領により記入する。
- 14 欄： 別紙第1で示す修理限度基準適用器材については、別に示す「施設器材の修理費累計額による修理限度基準及び耐用時間について（通知）」から記入する。
- 15 欄： 第3項第2号エの要領により記入する。
- 16 欄： 第2項第2号に示す基準を修理適否調査器材に適用し、修理費見積額による修理限度基準を算出し記入する。
- 17 欄： 修理費見積額とは、予防整備点検表（作業用紙）等の点検記録による各部位の欠陥記号が全部削除されたときの状態に復元するために必要な最小限の修理費をいいこの額を記入する。
- 18 欄： 第3項第3号により修理適否を判定し「経済的修理不适当」「技術的修理不能」「修理可能」等と記入する。
- 19 欄： 第3項第3号により検討した結果により、不用決定の処置を行うために必要な意見等を記入する。